

【 重要事項説明書 】

（訪問リハビリテーション・予防訪問リハビリテーションのサービス説明書）

1. サービス内容

- ・訪問リハビリテーションとは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が訪問して病気や障害のために支援を必要される方へのリハビリテーション等を行なうサービスです。
- ・主治医の治療方針や介護支援専門員の居宅サービス計画書に沿ってリハビリテーション計画書を作成し、訪問リハビリテーションサービスを提供致します。また、他のサービスと連携しながらリハビリテーションを行ないますので安心して在宅療養が続けられます。

お申し込みは、主治医・ケアマネジャー（介護支援専門員）にご相談ください。訪問リハビリテーションサービスをご利用する場合は、主治医の「訪問リハビリテーション指示書」が必要となります。主治医が当院以外の場合は、「診療情報提供書」が必要になります。

- | | |
|----------------|----------------|
| ◆ 健康状態の把握と管理 | ◆ 体位変換のアドバイス |
| ◆ 基本動作訓練 | ◆ 家屋改造のアドバイス |
| ◆ 日常生活動作訓練 | ◆ リハビリテーションの相談 |
| ◆ 摂食訓練 | ◆ 社会資源の使い方の相談 |
| ◆ 言語機能及び聴覚機能訓練 | ◆ 介護相談 |

2. ご利用料金 別表参照

※毎月 12 日前後に、前月分の請求書をお持ち致します。

3. 営業日時

- ◆ 営 業 日：月曜日から土曜日
- ◆ 休 業 日：日曜日・祝祭日・夏期休暇・12 月 30 日から 1 月 3 日
- ◆ 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分迄

4. ご利用にあたってのお願い

- ◆ 医療保険証や介護保険証、介護保険負担割合証等を確認させていただきます。内容等に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。
- ◆ やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡ください。また、サービスのご利用を中止する際には、速やかにご連絡ください。ご連絡が無く、訪問をキャンセルされた場合は有料となります。

5. サービスについての苦情・御相談等の窓口

- ◆ 担 当 窓：TEL：0480-58-2468 FAX：0480-58-9580
- ◆ 担 当 者：小峯 友樹（こみね ともしき）
- ◆ 受付時間：営業時間内

または、住所地

久喜市	：久喜市介護福祉課	0480-22-1111
鷺宮	：鷺宮総合支所福祉課	0480-58-1111
栗橋	：栗橋総合支所福祉課	0480-53-1111
菖蒲	：菖蒲総合支所福祉課	0480-85-1111
加須市	：高齢者福祉課	0480-62-1111
騎西	：騎西総合支所福祉課	0480-73-1111
大利根	：大利根総合支所福祉課	0480-72-1111
北川辺	：北川辺総合支所福祉課	0480-62-2111
幸手市	：介護福祉課	0480-42-8444
埼玉県国民健康保険団体連合会	：苦情相談専用	048-824-2568

6. 事業所の概要等

事業所番号	埼玉県指定 第1110901322号
事業所名	医療法人三和会 東鷺宮病院 訪問リハビリテーション
所在地	埼玉県久喜市桜田2-6-5
サービス提供地域	久喜市、幸手市、加須市

◆ 職員体制

- 医師.....1名以上
- 理学療法士.....1名以上
- 作業療法士.....1名以上
- 言語聴覚士.....1名以上

7. 緊急時の対応

- ◆ サービス提供中に利用者様の容態の変化及び急変等があった場合は、主治医・救急隊・御親族・居宅介護支援事業所等へ連絡させていただきます。

8. 注意事項等

- ◆ 交通の事情等で訪問時間が遅れる場合がありますのでご了承ください。
- ◆ 他の利用者様のお休みなどで訪問時間等の変更を急遽お願いする場合がありますのでご協力ください。
- ◆ リハビリ前後に手指消毒を行う等、衛生管理に努めます。また、感染性疾患が発生した場合は、厚生労働省の指示及び当院規定に従います。
- ◆ 市町村・介護保険関連事業者に連携をとるための必要な情報を提供させていただきます。
- ◆ 診療情報を受けた主治医には、定期的に当事業所より訪問経過（報告書）を報告致します。
- ◆ 主治医のリハビリテーション指示書には指示期間があり、ご継続の場合は再び訪問リハビリテーション指示書（場合によって診療情報提供書）が必要となります。

9. 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

法人の種別・名称：医療法人三和会 東鷺宮病院 訪問リハビリテーション

代表者氏名：水原 章浩

所在地・連絡先：〒340-0203 埼玉県久喜市桜田 2-6-5

TEL：0480-58-2468/FAX：0480-58-9580

2024年6月現在

【1単位 = 10.33円】

【理学療法士・作業療法士による訪問】

・要介護者

提供日・時間	算定対象	提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
月～土 8:30～17:30		20分未満	訪問リハビリテーション費	308	319	637	955
		40分未満	訪問リハビリテーション費	616	637	1,273	1,909
		60分未満	訪問リハビリテーション費	924	955	1,909	2,864

・要支援者（予防）

提供日・時間	算定対象	提供時間	サービス内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
月～土 8:30～17:30		20分未満	予防訪問リハビリテーション費	298	308	616	924
		40分未満	予防訪問リハビリテーション費	596	616	1,232	1,848
		60分未満	予防訪問リハビリテーション費	894	924	1,848	2,771

【加算等】 病状または算定要件に該当する場合

	算定対象	加算内容	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
20分毎		(予防) サービス提供体制強化加算 I ※1	6	7	13	19
		(予防) 訪問リハ計画診療未実施減算	-50	-52	-104	-155
1日毎(該当時のみ)		(予防) 訪問リハ短期集中リハビリ加算 (退院後3ヵ月以内) ※2	200	207	414	620

【保険外料金】

区分限度額を超える提供	全額自己負担
-------------	--------

※1 サービス提供体制強化加算とは、厚生労働省が定める基準（訪問リハビリテーションを提供する理学療法士等のうち7年以上の者がいること）に適合しているものとして届出を行った事業所が訪問リハビリを行った際に加算されます。1回（20分以上）につき所定単位数が加算されます。

※2 短期集中リハビリテーションとは、退院・退所後又は初めて認定を受けた後に、早期に在宅での活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施します。（週2日以上訪問の場合）

注) ご利用金額は合計単位に地域単価6級地(10.33)にて計算した金額です。

注) 交通費、キャンセル料はいただきません。ただキャンセルが頻回に繰り返される場合は、契約解除の対象となる場合があります。

注) ご利用料は厚生労働大臣が定める基準により算定します。診療報酬改定等により利用料が変更になる場合がございます。

また、病状の変化等によりサービス内容・加算等に変更が生じる場合がございます。

説明日： 年 月 日 印

利用者：印